

平成26年5月30日
長崎県公安委員会規則第12号
最終改正 平成31年4月23日

違反者講習の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第13号に掲げる講習（以下「違反者講習」という。）の実施については、法、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）及び長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号。以下「施行細則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(実施機関)

第2条 違反者講習は、府令第38条の3に規定する者に委託して実施するものとする。

(講習の区分)

第3条 違反者講習の区分は、次のとおりとする。

- (1) 社会参加活動を含む講習 運転者の資質の向上に資するものとして講習規則で定める活動の体験を含む講習
- (2) 社会参加活動を含まない講習 前号に掲げる講習以外の講習

(講習の日時及び場所)

第4条 違反者講習は、その実施の委託を受けた者と長崎県警察本部との協議に基づき、あらかじめ日時及び場所を指定して行うものとする。

(学級編成)

第5条 違反者講習は、学級（運転適性指導についてはグループ）を編成して行うものとする。

- 2 学級は受講者9人で、グループは受講者3人以内で、それぞれ編成するものとする。ただし、学級の人数は、講習の内容、受講者数、施設の状況等に応じ、適宜増減することができるものとする。

(受講の申請)

第6条 施行細則第55条の規定による違反者講習の受講の申請は、別記様式の違反者講習受講申請書を提出して行うものとする。

(細目の委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、違反者講習の実施に関し必要な事項の細目は、長崎県警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成29年長崎県公安委員会規則第3号）

この規則は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（平成31年長崎県公安委員会規則第6号）

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

違反者講習受講申請書

通知番号
年 月 日

長崎県公安委員会 殿

住所 _____

氏名 _____

年 月 日生（ 歳）

道路交通法第108条の2第1項第13号に規定する講習の受講を申請します。

交付公安 委員会名	公安委員会														
交付年月日	年 月 日														
免許証番号	第														号
免許の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	けん 引	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	けん 二
講習手数料 及び通知料	-----														
○社会参加 活動選択 ○実車活動 選択															
備考															